

議 事 録 抄 本

令和 7 年 6 月

福崎町農業委員会

令和7年6月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 6月20日(金) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	-	-	-	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【欠席】 7番 山口 金丸、8番 埴岡 洋子、9番 柳田伸一郎

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
3番 前田 泰良	15番 岡 幸司

【署名人】

1番 牛尾 敏博	10番 尾崎 肇
----------	----------

<案件>

議案第11号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 6件

議案第13号 地域計画(案)の変更に係る意見聴取について 1件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について 1件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について 4件

報告第3号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

2件

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理) 1件

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について

(委員会受理) 1件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会6月定例会を開催します。

本日、山口委員、植岡委員及び柳田委員が欠席でございます。農業委員定数12人中9人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

1番 牛尾 敏博

10番 尾崎 肇

委員にお願いします。議案第11号から議案第13号に至る3議案、報告事項5件について審議願います。

それでは、はじめに議案第11号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第11号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 4番：資料1・2ページをご覧ください。願出地は、南大貫公民館から北東約500mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、20年以上前から宅地になっており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 11 号 4 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(前田委員) 4 番：現地では、宅地部分と一体で使用されていた倉庫が建っていることを確認しました。
現地調査班では、農地に該当しないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 11 号 4 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 11 号 4 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 11 号 4 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 8 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 11 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1 件について、原案の通り証明することといたします。

(議 長) 次に議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 7 番：資料 3 ページをご覧ください。申請地は、加治谷公民館から東約 700 m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は、贈与による所有権移転です。譲渡人の[]は遠方に住んでおり農地の今後について困っておりました。譲受人の[]がインターネットで申請地を譲りますという掲載を発見し、今回の申請が出てきております。また、申請地は 3 筆で 1 筆となっており、残りの 2 筆に関しても貸借を結ぶという話が所有者とできているようです。取得後はにんにくを栽培さ

れる予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。また、今回の申請に併せて地域計画を変更しますので意見があればお願いいたします。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 12 号 7 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(前田委員) 7 番：現地では、手つかずになっていることを確認しました。
現地調査班では、耕作することで遊休化の解消となると考えるため問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 12 号 7 番について、質疑及び意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 12 号 7 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 12 号 7 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 8 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 7 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 12 号 8 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 8 番：資料 4 ページをご覧ください。申請地は、西大貫公民館から南東約 150m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人の[]は遠方に住んでおり農地の今後について困っておりました。[]は[]が購入し、隣接宅地の[]は譲受人が家を建てるために購入しまし

た。そのため申請地で家庭菜園を行うため、今回の申請が出てきております。取得後は野菜・果樹を栽培する予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第12号 8番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(前田委員) 8番：現地では、農地として維持管理されていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第12号 8番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第12号 8番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第12号 8番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成8：反対0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 8番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第12号 9番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 9番：資料5ページをご覧ください。申請地は、井ノ口公民館から南西約350mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲受人の[]は[]にお住まいで家庭菜園をするために今回の申請が出てきております。取得後は野菜・果樹を栽培する予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 12 号 9 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(前田委員) 9 番：現地では、耕作部分は 120 m²ほどで自宅隣接地であることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 12 号 9 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 12 号 9 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 12 号 9 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 8 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 9 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 12 号 10 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 10 番：資料 6 ページをご覧ください。申請地は、八反田公民館から南約 150m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[]は夫が農業をされていますが自身も今後、相続等で農地を取得することがあるため土地を所有し夫と一緒に農業をするために今回の申請が出てきております。取得後は水稻をする予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 12 号 10 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(前田委員) 10 番：現地では、耕うんされいつでも作物を植えることができる状態であることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 12 号 10 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 12 号 10 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 12 号 10 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 8 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 10 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 12 号 11 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 11 番：資料 7～10 ページをご覧ください。申請地は、[]が庄宮の池から東約 200m、他 6 筆が庄新池から西約 100m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人の[]は遠方に住んでおり管理に困っていました。譲受人の[]は香寺町で会社をされており、[]名義の宅地も購入しそこを拠点とし農業を行う予定です。庄の農会長とも話し合いをされており今回、申請が出てきております。取得後は野菜・果樹・水稻を栽培する予定です。また、今回の申請に併せて地域計画を変更しますので意見があればお願いいたします。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 12 号 11 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(前田委員) 11 番：現地では、[]については耕作されていることを確認しました。

他 6 筆ありますが、本件の 7 筆が実際、こういった状況なのか尾内推進委員教えていただいてもよろしいでしょうか。

(尾内推進委員) ■■■■■ は元々荒れ地になっており、草刈りも年 1 回するだけでした。草刈りを頼まれたことありますが、金額的に合わずに困っていた農地でありました。所有権移転し、管理していただける方ができ、村としても良いところだと思います。現況は 2 筆で 1 筆の状態ですが、それについても今後どうするかの話し合いは行われているようなので問題無いかと思います。

(前田委員) ■■■■■ を含めた全ての農地をしっかりと耕作できるでしょうか。

(尾内推進委員) 家の前の農地は、水はけが悪く管理も大変なので何を作るかによるかと思っています。

(前田委員) 私もそう思います。尾内推進委員からの話も含め問題なしと考えています。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 12 号 11 番について、質疑及び意見はありませんか。岡推進委員どうぞ。

(岡推進委員) こういった小さい道端の田がある案件ですが、申請どおりに耕作をされるのか確認するために年 1 回委員会で見回って現地の状況を把握するといったようなことはできないんですか。

(事務局) 3 条申請は農業を行うために農地を購入するため耕作するのが大前提になります。見回るとなると農地パトロールで対象地に入れることになります。また、この申請地は庄地区になるので尾内推進委員の所属集落になります。地元の方であれば、日常的に通り、目につくところがあるかと思いますので地元の委員さんが日常から見回り、事務局に連絡していただくといったことが必要になるかなと思います。

(議 長) 過去に今回と同様の申請がありました。その際に当時の事務局が 2～3 年間の営農計画を提出していただいているとの説明があったと記憶しています。今回の件についてはそういった書類の提出はあったのでしょうか。

(事務局) 当時の担当が言っていた 2～3 年間の営農計画が私には分かりませんが、福崎町内で農地を所有していない方が、農地の所有権移転や使用貸借を行う際には営農計画書を提出していただいております。そこで、何を作付けするかを確認しております。ただ、2～3 年間というような期間の縛りは特にございません。

(議 長) 委員さんが通る道すがら気にかけて見て欲しいということですね。

(事務局) はい。その中で耕作していない状況であれば、農地パトロールで回るなどの対応していきたいと思います。

(議長) 他に質疑及び意見はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第12号 11番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第12号 11番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成8：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 11番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第12号 12番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 12番：資料11～14ページをご覧ください。申請地は、1600番・[]が西谷公民館から東約400m、他4筆が西谷公民館から東約500mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。譲渡人の[]は遠方に住んでおり管理に困っておりました。譲受人の[]は農業系の大学を卒業されております。就農するのに伴い、近くへ移られる予定です。取得後は野菜・果樹を栽培する予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。また、今回の申請に併せて地域計画の変更をしますので意見があればお願いいたします。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第12号 12番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(前田委員) 12番：先ほどの11番と同様の案件であると思います。お宮さんの東に点在している農地は現状草まみれですが、過大な面積ではないため問題なしと考えています。

(議 長) 議案第 12 号 12 番について、質疑及び意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 12 号 12 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 12 号 12 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 8 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 12 番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 13 号 地域計画の変更案に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 13 号 地域計画の変更案に係る意見聴取について

(事務局) 資料 15～20 ページをご覧ください。令和 7 年 3 月 31 日付けで公告されました地域計画の変更案に対して農業委員会の意見が求められております。今回の変更は 5 月の委員会において農地中間管理権の[]から[]への移転分が対象となっております。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 13 号について、質疑・意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、採決に移ります。
議案第 13 号について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 8 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので議案第 13 号 地域計画の変更案に係る意見聴

取について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料21ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が1件出たことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書について

資料22ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を3件、耕作面積証明書を1件、計4件を発行したことを報告します。

報告第3号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

資料23ページをお開きください。農事組合法人 鍛冶屋営農組合から令和7年6月3日付けで、農事組合法人 西治営農組合から令和7年5月30日付けで、事業状況等の報告書が提出され、それにより、農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について

資料24ページをご覧ください。令和7年5月30日付けで、農業委員会に届出され受理いたしましたことを報告いたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について

資料25ページをご覧ください。令和7年5月19日付けで、農業委員会に届出され受理いたしましたことを報告いたします。

以上です。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

< 15:48 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・7月23日(水) 15:00～

場所：役場 2 階 大会議室

署 名 人	牛尾 敏博
署 名 人	尾崎 肇